船舶事故等調査報告書（軽微）

１	船舶事故	計	34 件
２	船舶インシデント	計	15 件
		合　　計	49 件

平成２３年3月２５日

運 輸 安 全 委 員 会

船舶事故等調査報告書（軽微）一覧

（函館事務所）

１　測量船ＳＮ－５沈没

（仙台事務所）

２　モーターボートＨＡＫＵＳＡＮ運航不能（機関損傷）

３　モーターボートＢＲＯＴＨＥＲ　ＳＨＩＰ転覆

（横浜事務所）

４　油送船昇興丸火災

５　漁船第十八和幸丸運航不能（機関損傷）

６　作業船第２ふじ丸起重機船ちとせ１２号運航阻害

７　漁船第八司丸運航不能（バッテリー過放電）

８　貨物船EASTERN EXPRESS座洲

（神戸事務所）

９　貨物船第五大運丸乗揚

10　遊漁船天翔丸運航不能（舵故障）

11　貨物船光辰丸衝突（岸壁）

12　貨物船第七新栄丸乗揚

13　貨物船第十八邦友丸乗揚

（広島事務所）

14　旅客フェリーさんふらわあ　ごーるど運航阻害

15　漁船幸和丸漁船第十二幸和丸漁船第八親交丸火災

16　貨物船第十八大栄丸衝突（陸上クレーン）

17　貨物船第八栄進丸乗揚

18　貨物船第三日之出丸衝突（灯浮標）

19　貨物船大航丸衝突（岸壁）

20　貨物船TAIYOUNG SKY乗揚

21　油送船SEONGHO BONANZA乗揚

22　貨物船第三福和丸座洲

23　貨物船第五旭丸乗揚

24　モーターボート第５由紀丸モーターボートコスモス衝突

25　旅客船花へんろ運航阻害

26　モーターボートポレスターⅢ衝突（かき筏）

27　漁船共榮丸転覆

28　モーターボートマコトモーターボートひつじ丸衝突

（門司事務所）

29　漁船鶴松丸漁船第８８ハンイル号衝突

30　貨物船 KANG QIANG 漁船第十八海幸丸衝突

31　貨物船第二誠光丸乗揚

32　水上オートバイＴ・Ｆ乗組員負傷

33　貨物船新生丸運航不能（機関損傷）

34　小型兼用船ニューいそかぜ運航阻害

35　旅客船きんいん１運航阻害

36　旅客船ニューじのしま運航阻害

37　貨物船誠海丸乗揚

（長崎事務所）

38　漁船第五十二昭徳丸乗揚

39　漁船第一太喜丸運航不能（機関損傷）

40　引船第二十一住吉丸起重機船第７８住吉号乗揚

41　モーターボート第一大漁丸乗揚

※下線付き番号はインシデント

42　押船ほくせい浚渫船第六十八愛夢丸衝突

43　モーターボート光安丸乗揚

（那覇事務所）

44　貨物船大船山丸乗揚

45　貨物船南西丸衝突（岸壁）

46　漁船第三寿丸運航不能（機関損傷）

47　貨物船ひろしま乗揚

48　旅客船フェリーあけぼの衝突（岸壁）

49　漁船あさいち丸乗揚

※下線付き番号はインシデント

船舶事故等調査報告書

平成２３年２月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１０門第１６８号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成２２年９月２５日　０９時００分ごろ	
発生場所	関門港関門航路、福岡県北九州市関門航路第２７号灯浮標から真方位０１４°４４０m付近 （概位　北緯３３°５６．０′　東経１３０°５６．０′）	
事故等調査の経過	平成２２年１１月４日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船　新生(しんせい)丸、４８５トン １３１８７９　、若葉汽船有限会社	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）（機関限定）	
死傷者等	なし	
損傷	主機の調速機のギヤシャフトが破損	
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか２人が乗り組み、関門航路を航行中、平成２２年９月２５日０９時００分ごろ、主機が、過回転に陥って過速度停止装置が作動し、危急停止した。 本船は、主機の再始動を断念し、１１時３０分ごろ、修理のため、タグボートにより関門港門司区にえい航された。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風力　１、視界　良好 海象：波高　約０．３m	
その他の事項	本船は、平成２０年１２月に中古購入されたが、主機の調速機の部品等が交換された記録がなく、平成２２年８月に入渠した際にも、主機の調速機の開放点検が行われていなかった。 本インシデント後、主機の調速機を開放した際、以下のことが発見された。 １　ギヤシャフトのギヤ部分が破損していた。 ２　ギヤシャフトの軸受ボールベアリングに焼付き等の損傷はなかった。 ３　潤滑油の油量及び性状等は正常と判断された。 なお、機関取扱説明書には、調速機のギヤシャフトは４年又は２０，０００時間毎に交換するよう記載されていた。	
分析	乗組員等の関与	なし
	船体・機関等の関与	あり
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、関門航路を航行中、主機調速機の部品が破損して燃料噴射量を抑制できなくなったため、主機が、過回転状態となって過速度停止装置が作動し、危急停止したものと考えられる。 主機の調速機は、経年使用でギヤシャフト部の材質が劣化して、ギヤ部が損傷した可能性がある

	と考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、関門航路を航行中、主機の調速機の部品が破損して燃料噴射量を抑制できなくなったため、主機が、過回転状態となって過速度停止装置が作動し、危急停止したことにより発生したものと考えられる。